

静岡市一時生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活困窮者 法第2条第1項に規定する生活困窮者をいう。
- (2) 自立相談支援機関 法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う機関をいう。
- (3) 住宅扶助基準額 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3の2に規定する厚生労働大臣が別に定める額をいう。
- (4) 宿泊施設 市に対する協力として、事業による宿泊場所として供与される宿泊施設等をいう。
- (5) アセスメント 生活困窮者の状況を包括的に把握し、背景、要因を分析した上で、対応すべき課題を適切に捉え、解決の方向性を見定めることをいう。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、一定の住居を持たない生活困窮者のうち、法に基づく生活困窮者自立支援相談事業による相談支援の申込みをした者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条に規定する暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者は、事業の対象者としない。

- (1) 相談支援の申込みを行った日（以下「申込日」という。）の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入を含む。）が、申込日の属する年度（申込日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、その前年度）分の静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）第13条第2項に規定する額を12で除した額に住宅扶助基準額を加えた額（以下「基準額」という。）以下であること。
- (2) 申込日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、

基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は、100万円とする。）以下であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急性等を勘案し、市長が特に支援が必要と認める者は、事業の対象者としてすることができる。

（事業の内容）

第4条 事業の内容は、宿泊施設において宿泊の供与及び食事の提供を行うものとする。

（利用の申請）

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、一時生活支援事業利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）を自立相談支援機関を経由して市長に提出しなければならない。

- 2 利用申請書の提出を受けた自立相談支援機関は、アセスメントを通じた支援プランを策定し、支援調整会議において当該支援プランの了承が得られた場合は、提出された利用申請書を市長に回付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者について、自立相談支援機関が緊急性等があると判断した場合は、利用申請書を直ちに市長に回付する。この場合において、自立相談支援機関は、当該緊急性等が失われた後に、アセスメントを通じた支援プランを策定し、支援調整会議において当該支援プランの了承を得ることとする。

（審査結果の通知）

第6条 市長は、利用申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を一時生活支援事業に係る支援提供（変更）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（利用期間）

第7条 事業の利用期間は、利用開始の日から2月以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、1月を上限として延長することができる。

（利用の中止）

第8条 市長は、事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止することができる。

- （1）事業の対象者とすべき理由がないことが明らかになった場合
- （2）宿泊施設の定める規則等を遵守しない場合
- （3）自立支援相談機関等の行う相談支援を受け入れない場合
- （4）利用者の所在が不明となった場合
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が事業を中止する必要があると認めた場合

2 前項の規定により事業の利用の中止を決定したとき（前項第4号に該当する場合を除く。）は、市長は、利用者に一時生活支援事業利用中止通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（利用期間の延長の申請等）

第9条 利用者は、第7条ただし書の規定による利用期間の延長を申請することができる。この場合においては、一時生活支援事業利用変更申請書（様式第4号）に申請する理由を記載して、自立相談支援機関を通じて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき利用期間の延長を決定したときは、一時生活支援事業に係る支援提供（変更）通知書（様式第2号）により、利用者に通知する。

（利用の終了）

第10条 事業の利用は、利用者が安定した住居等を確保したとき又は第7条の規定による利用期間を経過したときに終了する。

（利用の報告）

第11条 利用者は、事業の利用が終了したときは、一時生活支援事業利用報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（宿泊施設の事業者の責務）

第12条 宿泊施設の事業者は、受け入れた利用者の各月の状況を一時生活支援事業実績報告書（様式第6号）により市長に報告するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年度の事業から適用する。

様式第1号（第5条関係）

一時生活支援事業利用申請書

ふりがな			性別	□ 男 □ 女	
氏名					
電話番号					
生年月日	□昭和 □平成		年	月	日（ 歳）
緊急連絡先	氏名 (続柄)				
	住所				
	電話番号				
現在の生活 の状況	住居喪失時期		年 月 日 (頃)		
	喪失前の住所				
	喪失後の状況				
	現在の居所				
同伴者の有無	有	続柄	氏名	生年月日 (年齢)	備考
	・				
	無				

上記の申立事項に相違なく、一時生活支援事業の利用を申請します。

(宛先) 静岡市長

年 月 日

申請者氏名

㊟

様式第2号（第6条、第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長

一時生活支援事業に係る支援提供（変更）通知書

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく一時生活支援事業の実施について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 支援期間	年 月 日～ 月 日（ 日間）
2 支援場所	（所在地： ）
3 特記事項等	<p>（1）事業の支援を受けている者が、次のアからオまでに該当する場合は、事業の利用を中止することがあります。</p> <p>ア 事業の対象者とすべき理由がないことが明らかになった場合</p> <p>イ 宿泊施設の定める規則等を遵守しない場合</p> <p>ウ 自立支援相談機関等の行う相談支援を受け入れない場合</p> <p>エ 利用者の所在が不明となった場合</p> <p>オ 前各号に掲げるもののほか、市長が事業を中止する必要があると認めた場合</p> <p>（2）利用者が安定した住居等を確保した場合は、その日をもって支援を終了します。</p>

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長

一時生活支援事業利用中止通知書

年 月 日付で支援提供を決定した一時生活支援事業の実施について、次のとおり利用を中止しますので通知します。

1 利用中止日	年 月 日
2 利用中止の理由	

様式第4号（第9条）

一時生活支援事業利用変更申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により利用の決定を受けた事業の変更（について、承認を受けたいので、静岡市一時生活支援事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）静岡市長

報告者 住所

氏名



一時生活支援事業利用報告書

一時生活事業の利用が終了しましたので、静岡市一時生活支援事業実施要綱第11条の規定により報告します。

ふりがな				性別	□ 男 □ 女
利用者氏名					
電話番号					
生年月日	□昭和 □平成 年 月 日（ 歳）				
緊急連絡先	氏名 (続柄) 住所 電話番号				
利用開始日	年 月 日	利用終了日	年 月 日		
利用宿泊数	泊				
終了の理由					
同伴者の有無	有	続柄	氏名	生年月日（年齢）	備考
	・				
	無				

年 月 日

（宛先）静岡市長

報告者 住所 法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地

氏名 法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 ⑩

一時生活支援事業実績報告書

静岡市一時生活支援事業実施要綱第12条の規定により、 年 月分の一時生活支援事業の利用実績について、次のとおり報告します。

宿泊施設名： _____

日付	利用者名			宿泊者数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計				

利用者が、宿泊した日に○を記入して下さい。